

島根県成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支援する成年後見制度（以下「制度」という。）の利用促進を図るため、島根県成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 地域連携ネットワークの構築に関すること
- 二 担い手の確保・育成の推進に関すること
- 三 制度の利用促進に係る諸課題の検討に関すること
- 四 その他制度の利用促進に関すること

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関・団体をもって構成する。

2 協議会は、別表2に掲げる機関・団体をオブザーバーとして招集することができる。

(会長)

第4条 協議会の会長は、島根県健康福祉部地域福祉課長をもって充てる。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、開催する。

2 会長は、必要があるときは、協議会に第3条に掲げる機関・団体以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、島根県健康福祉部地域福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月16日から施行する。

別表 1

NO.	機関・団体名
1	島根県
2	県内の全市町村（※）
3	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
4	県内の全市町村社会福祉協議会（※）
5	島根県弁護士会
6	島根県司法書士会
7	一般社団法人島根県社会福祉士会
8	一般社団法人松江後見センター
9	出雲成年後見センター
10	石見成年後見センター
11	益田・鹿足成年後見センター
12	おき後見ネットワーク

※各中核機関及び権利擁護センターを含む。

別表 2

NO.	機関・団体名
1	松江家庭裁判所